

令和 7 年 2 月 1 7 日

令和 7 年湖北広域行政事務センター議会第 1 回定例会

議案書

議案番号	案件名	ページ
議案第 1 号	令和 7 年度湖北広域行政事務センター一般会計予算	別冊
議案第 2 号	令和 6 年度湖北広域行政事務センター一般会計補正予算（第 2 号）	2～7
議案第 3 号	湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について	8～10
議案第 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	11～12
議案第 5 号	湖北広域行政事務センター職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について	13
議案第 6 号	湖北広域行政事務センター課設置条例の一部改正について	14
議案第 7 号	湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	15
議案第 8 号	湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正について	16
議案第 9 号	特定事業契約の変更について	17
議案第 10 号	権利の放棄について	18

湖北広域行政事務センター

令和 6 年度湖北広域行政事務センター一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度湖北広域行政事務センター一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 2, 0 1 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 0 3 7, 0 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,351,858	494	2,352,352
	1. 負担金	2,351,858	494	2,352,352
7. 繰越金		100,000	111,522	211,522
	1. 繰越金	100,000	111,522	211,522
歳入合計		4,925,000	112,016	5,037,016

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費		4,717,114	112,016	4,829,130
	2. 清掃費	4,325,218	112,016	4,437,234
歳出合計		4,925,000	112,016	5,037,016

令和 6 年度湖北広域行政事務センター

一般会計補正予算（第 2 号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	2,351,858	494	2,352,352
7. 繰越金	100,000	111,522	211,522
歳入合計	4,925,000	112,016	5,037,016

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 衛生費	4,717,114	112,016	4,829,130				112,016
歳出合計	4,925,000	112,016	5,037,016				112,016

2 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 負担金	2,351,858	494	2,352,352
計	2,351,858	494	2,352,352

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	100,000	111,522	211,522
計	100,000	111,522	211,522

2 歳 出

(款) 3. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 施設整備基金費	180	112,016	112,196				112,016
計	4,717,114	112,016	4,829,130				112,016

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 市負担金	494	市負担金分 494 長浜市 371 米原市 123

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	111,522	前年度繰越金 111,522

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24. 積立金	112,016	施設整備基金積立金 112,016

湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定
について

湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を次のよう
に制定する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、一般廃棄物処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 湖北広域行政事務センター規約（昭和40年許可第332号）第3条に規定する設置市の区域内の一般廃棄物を適正かつ効率的に処理し、住民の生活環境の保全とリサイクルの推進に資するため、一般廃棄物処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
エコパーク湖北	長浜市木尾町1224番地

(施設)

第4条 一般廃棄物処理施設（以下「エコパーク湖北」）に、次の施設を設置するものとする。

- (1) 熱回収施設（焼却施設）
- (2) 熱回収施設（バイオガス化施設）
- (3) 熱回収施設（動物炉）
- (4) リサイクル施設
- (5) 汚泥再生処理施設

2 前項のほか次の施設を設置するものとする。

- (1) 管理棟・計量棟
- (2) 充電ステーション
- (3) 環境啓発施設
- (4) 災害廃棄物ストックヤード

(職員)

第5条 エコパーク湖北の管理運営のため必要な職員を置く。

(最大処理量)

第6条 エコパーク湖北の各施設における最大処理量は次のとおりとする。

- (1) 熱回収施設（焼却施設） 1炉1日当たり62トン
- (2) 熱回収施設（バイオガス化施設） 1基1日当たり25トン
- (3) 熱回収施設（動物炉） 1炉1日当たり300キログラム
- (4) リサイクル施設 1日（5時間）当たり21トン
- (5) 汚泥再生処理施設 1日当たり83キロリットル

(業務)

第7条 エコパーク湖北の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物のうち可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、再生資源の適正処理に関すること。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関すること。
- (3) エコパーク湖北の維持管理及び運営に関すること。

(処理するものの範囲)

第8条 エコパーク湖北において処理する一般廃棄物は次のとおりとする。

- (1) 湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号）別表3に定めるごみ
- (2) 湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号）別表3に定めるし尿及び浄化槽汚泥
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に認めたもの
(搬入者)

第9条 エコパーク湖北に搬入する者は次のとおりとする。

- (1) 湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号）第11条に基づき管理者が承認した者
- (2) 前各号に掲げる者のほか、管理者が認めた者
(施設利用)

第10条 エコパーク湖北の利用については、管理運営上支障のない範囲において、規則で定める。

(損害賠償)

第11条 エコパーク湖北を利用する者が、自己の責めに帰すべき事由により、施設をき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委員会の設置)

第12条 エコパーク湖北の整備及び環境の保全について審議、調査又は建議するため、湖北広域行政事務センターエコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会を置く。

2 委員会について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第5号の施設は、令和7年10月1日から施行し、この条例中当該施設に関する規定も同様施行されたものとし、第6条第1項第5号に定める最大処理量は、令和10年3月31日までは1日当たり49キロリットルと読み替えるものとする。

(湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年湖北広域行政事務センター条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「斎苑管理運営委員会の委員」を「エコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会の委員」に改め、同別表中の「湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会の委員」の項を削る。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(湖北広域行政事務センター管理者の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 湖北広域行政事務センター管理者の退職手当に関する条例（平成9年湖北広域行政事務センター条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号、第7条及び第8条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(湖北広域行政事務センター情報公開条例の一部改正)

第2条 湖北広域行政事務センター情報公開条例（平成17年湖北広域行政事務センター条例第9号）の一部を次のように改正する。

第25条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湖北広域行政事務センター行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 湖北広域行政事務センター行政不服審査法施行条例（平成28年湖北広域行政事務センター条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湖北広域行政事務センター個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 湖北広域行政事務センター個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年湖北広域行政事務センター条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湖北広域行政事務センター情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 湖北広域行政事務センター情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年湖北広域行政事務センター条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湖北広域行政事務センター議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第6条 湖北広域行政事務センター議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年湖北広域行政事務センター条例第5号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 禁固以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

湖北広域行政事務センター職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について

湖北広域行政事務センター職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する
条例

湖北広域行政事務センター職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和44年湖北広域行政事務センター条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「28」を「22」に、「5」を「4」に改め、「掲げる」の次に「定年前」を加える。

第3条に次の1号を加える。

（5） 災害復旧等作業に従事する職員の特殊勤務手当

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（災害復旧等作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第8条 災害復旧等作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

- （1） 豪雨等異常な自然現象により、一般廃棄物処理施設又は火葬場において重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれの著しい場合に、当該施設で行う応急作業または応急作業のための災害状況調査の作業
- （2） 豪雨等異常な自然現象により、管内において重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合に、一般廃棄物処理施設又は火葬場で行う巡回監視の作業
- （3） 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う災害廃棄物の処理に関する作業及び関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整に関する作業
- （4） 前各号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,080円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

湖北広域行政事務センター課設置条例の一部改正について

湖北広域行政事務センター課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター課設置条例の一部を改正する条例

第1条 湖北広域行政事務センター課設置条例（昭和48年湖北広域行政事務センター条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条《第13番目の段落〔（2） 各施設の中長…〕》の次に次のように加える。

（3） 汚泥再生処理施設に関すること。

第2条 湖北広域行政事務センター課設置条例の一部を次のように改正する。

第2条《第4番目の段落〔施設整備課〕》を次のように改める。

施設課

第3条中「（3） 一般廃棄物処理施設および火葬場に関すること。」を削り、「汚泥再生処理施設」を「一般廃棄物処理施設および火葬場」に改め、同条《第11番目の段落〔施設整備課〕》を次のように改める。

施設課

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和10年4月1日から施行する。

湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和54年湖北広域行政事務センター条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条中「湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会」を「湖北広域行政事務センターエコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会」に改める。

別表13歳以上の者の項管外の欄中「100,000」を「160,000」に改め、同表13歳未満の者の管外の欄中「75,000」を「120,000」に改め、同表死産児の項管外の欄及び同表産汚物及び人体の一部等の項管外の欄中「30,000」を「48,000」に改め、同表霊安室の項管外の欄中「20,000」を「32,000」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第13条の規定は令和7年10月1日から施行する。

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正について

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「施設」の次に「エコパーク湖北、」を加える。

別表第3《第14番目の段落〔備考 手数料には、消…〕》の次に次のように加える。

8 第12条の許可を受けたものが収集した次のア、イにかかる浄化槽汚泥であって、センターの処理施設（エコパーク湖北）に搬入する場合の手数料は、次のとおりとする。

ア 農業集落排水処理施設

イ ア以外の単独浄化槽または合併浄化槽

区分	手数料
18リットルまでごとに	27円

備考 手数料には、消費税および地方消費税の額を含む。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、別表第3の8イの規定は令和8年4月1日から施行する。

特定事業契約の変更について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、令和 5 年議案第 7 号で議決を得て締結した湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業に係る特定事業契約を変更することにつき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

契約変更事項

契約の金額 (変更後)

53,535,704,268 円

(うち消費税及び地方消費税の額 4,861,249,838 円)

ただし、事業契約約款の定める方法により算出した金利変動及び物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額並びに消費税率及び地方消費税率変更による増減額を加算した額

(変更前)

53,605,272,238 円

(うち消費税及び地方消費税の額 4,866,572,238 円)

ただし、事業契約約款の定める方法により算出した金利変動及び物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額並びに消費税率及び地方消費税率変更による増減額を加算した額

権利の放棄について

次のとおり湖北広域行政事務センターが所有する権利を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、湖北広域行政事務センター議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

- 1 権利放棄の内容
可燃ごみ処理手数料 令和 6 年 4 月分及び 5 月分の未収金
- 2 債務者
個人事業主
- 3 権利放棄する金額
80,940 円
- 4 権利放棄の理由
債務者が死亡し、法定相続人が相続放棄したことにより、債権の回収の見込みがないため。